選　択　約　款　変　更　届　出　書

沖電お営営発第 56 号
平成 26 年 1 月 28 日

経済産業大臣　茂木　敏充　殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代表取締役
社　　長　　大 嶺　　満

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成 26 年 3 月 1 日

別　紙

時　間　帯　別　電　灯

（　選　択　約　款　）

平成 26 年 3 月 1 日実施

沖　縄　電　力　株　式　会　社

目　　次

Ⅰ　本　　則

1　目　　的 …… 1
2　選択約款の届出および変更 …… 1
3　適 用 範 囲 …… 1
4　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 1
5　時 間 帯 区 分 …… 1
6　料　　金 …… 2
7　使用電力量の計量 …… 4
8　そ　の　他 …… 5

Ⅱ　実 施 細 目

1　適 用 範 囲 …… 6
2　夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い …… 6
3　使用電力量の計量 …… 7
4　そ　の　他 …… 7

附　　則 …… 9

別　　表 …… 11

Ⅰ　本　　則

１　目　　的

この選択約款は，時間帯別に設定された料金によって，より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

２　選択約款の届出および変更

(1) この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

(3) 当社は，電気供給約款（平成26年１月28日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

３　適　用　範　囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し，５（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

４　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

５　時 間 帯 区 分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(1) 昼　間　時　間

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜　間　時　間

昼間時間以外の時間をいいます。

６　料　　金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(1) 早　収　料　金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，お客さまが７（使用電力量の計量）(2)ロにより別表２（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合または夜間蓄熱型機器および別表３（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。）のうち別表４（通電制御型電気温水器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）を使用される場合の早収料金は，基本料金および電力量料金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表５（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は，別表５（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表５（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は，別表５（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電

気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき	842 円 40 銭

ロ　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼　間　時　間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	26円06銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき	32円38銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき	34円62銭

(ﾛ) 夜　間　時　間

１キロワット時につき	11 円 78 銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき	216 円 00 銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型電気温水器割引額

通電制御型電気温水器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気

温水器割引額は，半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）１キロワットにつき	162 円 00 銭

なお，通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は，その１月の早収料金は，次の金額といたします。

１契約につき	453 円 60 銭

(2) 遅　収　料　金

遅収料金は，早収料金にその３パーセントを加えたものといたします。

7　使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。この場合，それぞれの使用電力量の計量は，供給約款30（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。

(2) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ　特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また，当社は，夜間時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通

電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱型機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。）

なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ　イおよびロの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

８　そ　　の　　他

(1) 当社は，供給約款32（日割計算）に準じて日割計算を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型電気温水器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表６（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(2) 当社は，供給約款46（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行ない，早収料金を算定いたします。

なお，供給約款46（制限または中止の料金割引）(1)イ(ｲ)の割引の対象は，基本料金（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。

(3) その他の事項については，供給約款の従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

(4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実 施 細 目

１　適　用　範　囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

２　夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱型機器

イ　夜間蓄熱型機器とは，別表２（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ　「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

(ｲ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ﾛ) 本則７（使用電力量の計量）(2)イまたはロの場合で，当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ハ　夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ニ　当社は，別表２（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱型電気温水器

イ　オフピーク蓄熱型電気温水器とは，別表３（オフピーク蓄熱型電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ　オフピーク蓄熱型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ハ　当社は，別表３（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定めるオフピーク蓄

熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 通電制御型電気温水器

イ　通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ロ　当社は，別表４（通電制御型電気温水器）に定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) ５時間通電機器等に対する料金割引

イ　本則６（料金）(1)ハの適用を受ける夜間蓄熱型機器については，本則６（料金）(1)ニは適用いたしません。

ロ　５時間通電機器または通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は，５時間通電機器割引額および通電制御型電気温水器割引額は，別表６（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ　通電制御型電気温水器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

３　使用電力量の計量

(1) 「特別の事情がある場合」とは，供給約款の従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯に契約種別を変更される場合等，技術的，経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。

(2) 本則７（使用電力量の計量）(2)イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに本則７（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

４　そ　の　他

(1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の別表６（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ　検針期間の日数

(ｲ) 電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ﾛ) 需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ　暦　　日　　数

(ｲ) 電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ﾛ) 需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

附　　則

１　実　施　期　日

この選択約款は，平成26年３月１日から実施いたします。

２　この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

(1) 平成26年３月31日までは，変更前の選択約款の時間帯別電灯（平成24年６月20日届出。）を適用いたします。ただし，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，この選択約款の別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じて適用いたします。

(2) 平成26年４月１日以降は，この選択約款を適用いたします。

３　消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年８月22日法律第68号）第５条第２項の適用を受ける，平成26年３月31日以前から需給契約が継続し平成26年４月１日から平成26年４月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年４月１日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年５月１日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年３月13日政令第56号〕第４条第３項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，次のとおりといたします。

(1) 本則６（料金）の料金率については，本則６（料金）(1)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　基　本　料　金

１契約につき	819円00銭

ロ　電 力 量 料 金

(ｲ) 昼　間　時　間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	25円34銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき	31円48銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき	33円66銭

(ﾛ) 夜　間　時　間

１キロワット時につき	11 円 46 銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器の総容量（入力）１キロワットにつき	210 円 00 銭

ニ　通電制御型電気温水器割引額

通電制御型電気温水器の総容量（入力）１キロワットにつき	157 円 50 銭

ホ　最低月額料金

１契約につき	441 円 00 銭

(2) 別表５（燃料費調整）の基準単価については，別表５（燃料費調整）(2) にかかわらず，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	30 銭 1 厘

別　　表

１　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再

生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

２　夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは，次のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。

(2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

３　オフピーク蓄熱型電気温水器

オフピーク蓄熱型電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱型機器に該当しないものをいいます。

４　通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは，次の(1)または(2)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器をいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ　給水温度を検知できること。

ロ　イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ　ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ　毎日の夜間時間（本則７〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で，当社が認めたもの。

５　燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2410

β＝1.1282

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25{,}100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り，かつ，37,700円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25{,}100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ハ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が37,700円を上回る場合

平均燃料価格は，37,700円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (37,700\text{円} - 25,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	31銭０厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

６　昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式

(1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) ５時間通電機器割引額または通電制御型電気温水器割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(3) 最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の最低月額料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(4) 供給約款31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(1)，(2)および(3)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。

(5) (1)に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

電気事業法施行規則第 26 条第 2 項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容および新旧料金率比較表

３　料金の説明

沖 縄 電 力 株 式 会 社

１　変 更 を 必 要 と す る 理 由

当社は，電気供給約款が平成２６年１月２８日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第１９条第１２項の規定にもとづき，ここに平成２４年６月２０日届出の時間帯別電灯（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2　選択約款の変更の内容および新旧料金率比較表

(1)　　電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

(2)　新旧料金率比較表

現　行　料　金			改　定　料　金		
区　分	単位	早収料金率	区　分	単位	早収料金率
		円			円
基本料金	1契約	819.00	基本料金	1契約	842.40
電力量料金			電力量料金		
昼間時間			昼間時間		
最初の90kWhまで	1kWh	25.34	最初の90kWhまで	1kWh	26.06
90kWh超過230kWhまで	〃	31.48	90kWh超過230kWhまで	〃	32.38
230kWh超過分	〃	33.66	230kWh超過分	〃	34.62
夜間時間	〃	11.46	夜間時間	〃	11.78
5時間通電機器割引額	1kW	210.00	5時間通電機器割引額	1kW	216.00
通電制御型電気温水器割引額	〃	157.50	通電制御型電気温水器割引額	〃	162.00
最低月額料金	1契約	441.00	最低月額料金	1契約	453.60

附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）

現　行　料　金			新　設　料　金		
区　分	単位	早収料金率	区　分	単位	早収料金率
					円
			基本料金	1契約	819.00
			電力量料金		
			昼間時間		
			最初の90kWhまで	1kWh	25.34
			90kWh超過230kWhまで	〃	31.48
			230kWh超過分	〃	33.66
			夜間時間	〃	11.46
			5時間通電機器割引額	1kW	210.00
			通電制御型電気温水器割引額	〃	157.50
			最低月額料金	1契約	441.00

(3)　新旧燃料費調整比較表

現　行　料　金				改　定　料　金			
区　分		単位	価　格	区　分		単位	価　格
			円				円
平均燃料価格	基　準　値	1kl	25,100	平均燃料価格	基　準　値	1kl	25,100
	調整の上限価格	〃	37,700		調整の上限価格	〃	37,700
基準単価		1kWh	円 0.301	基準単価		1kWh	円 0.310

附則３（消費税法の改正にともなう経過措置）

現　行　料　金			新　設　料　金		
区　分	単位	価　格	区　分	単位	価　格
			基準単価	1kWh	円 0.301

３　料　金　の　説　明

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成２４年法律第６８号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律」（平成２４年法律第６９号）による地方税法の改正に基づく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。